

年月日3/28/2011

巡回監査報告書

平成23年3月28日

A 商会

代表 ○○○○ 殿

渡辺税経明和会税理士法人

巡回監査担者 △△△△

平成 年 月分の巡回監査事務に関し御報告すべき事項は、以下の通りでございます。

1. 会計伝票、入力原票等に関しましては、事務所側で起票あるいは、補完したものは、ございません。

●尚、起票、補完等がある場合の内容は、

(◆勘定科目等の不備、科目空白伝票の補完等、

◆勘定科目、税区分等の諸誤訂正等、

◆会計取引が未起票であったための起票指導補完等、

◆御社の起票能力等事務処理を考えやむをえず代行したもの等)

となっております。

(注)事務所側で起票等を代行しますと、帳簿組織全体の会計証拠能力が、著しく低下する恐れがございますのでくれぐれも御留意願います。

2. 現金出納管理責任者は、現金出納帳の帳簿残高と実際現金残高とが一致しているかどうかを◆金種表を作成し照合確認をしているようです。

●尚、現金帳簿残高と現金実際残高との不一致が、生じた場合は、原因を究明し、適切な会計処理が必要とされます。

又、現金帳簿残高と現金実際残高との不一致は、現金管理に問題あることを意味しますので御留意願います。

3. 会計帳簿等に関しましては、事務所所定の事務手順により確認させていただきました。チェック印(×)は、会計帳簿等に関しまして、何らかのコメントがあったことを意味しております。

■ 伝票事項 (入力原票)

■ 現金及び現金出納帳

■ 預金及び銀行勘定帳

■ 受取、支払手形記入帳

■ 売上帳

■ 仕入帳

■ 支払分請求書、領収証綴等外部証憑書類

■ 発行分請求書、領収証綴等内部証憑書類

■ 勘定科目確認事項

■ 棚卸事項

■ 消費税事項

■ 特別相談事項

■ 源泉徴収、源泉徴収簿及び給与台帳

4. 本日、特にご依頼を受けました事項内容等は、ございませんでした。

担当印

決裁印

所長会長印

★経理担当 様 への事務連絡欄

特にはございません。

★巡回監査報告書(巡回監査事務手順に伴う御社のコメント等●は以下の通りです。尚、コメントは、優先順位により判断し、原則として、7項目以内としております。)★

★伝票事項(入力原票)

年月日3/28/2011

◆入力原票付番

●入力原票には、証憑書類と一致する共通番号が、付番され管理されています。

◆適正な訂正処理

●入力原票は、日付、金額、科目、摘要については、訂正処理がなされておらず良好です。

◆事業関連記述

●入力原票に、事業との関連記述が記載され整っていますので良好です。

◆起票状況

●起票しなければならない取引に関し、起票処理は、良好のようです。

★勘定科目、証憑書類確認事項

☆現金

◆現金出納帳残高

●現金の出納帳残高は、月間のどの日も赤残の日がございませんでした。

◆現金帳簿残高及び現金実際残高

●尚、現金の日々の帳簿残高及び月末帳簿残高は、実際残高と確認することが必要です。

◆入力原票の整合性

●又、入力原票合計から算出した月末現金残高は、月末帳簿残高と合致いたしました。

☆預金

当座預金

◆起票入力漏れ等

●当座預金は、当座勘定帳あるいは、照合表、伝票、小切手控（耳）を突合し、銀行残高を基に未取付、未記入事項を確認したところ、起票入力もれ等はございませんでした。

◆入力原票の整合性

●入力原票合計から算出した月末当座預金残高は、月末帳簿残高と合致いたしました。

普通預金

◆起票入力漏れ等

●普通預金は、普通預金通帳と伝票等を突合し、銀行口座別に月末残高を把握したところ、起票入力もれ等はございませんでした。

◆入力原票の整合性

●入力原票合計から算出した月末普通預金残高は、月末帳簿残高と合致いたしました。

◆余白利用

●普通預金通帳の余白は、備忘のためのメモ書きとして利用されています。

定期預金、定期積金

◆預け入れ等の確認

●定期預金、定期積金は新規預入、月次預入、満期書換、期日前振替、の有無を計算書証書等より確認させていただきました。

◆記帳、書換処理状況

●普通預金、定期積金、定期預金等の通帳の記帳、書換処理は良くなされています。

☆受取手形、支払手形

受取手形

◆起票入力漏れ等

●受取手形については、受取手形記入帳、手形取立帳と入力原票を照合し、その月の受入、決済、割引、裏書について確認致しましたが、起票入力もれ誤り等はございませんでした。

◆受取手形記入帳の記帳

●受取手形記入帳の記帳は、良くなされています。

◆売上代金回収以外の受取手形

●入手した受取手形で、売上代金の回収以外のものは、区分表示が必要ですが、手形記入帳等において明瞭になされており良好です。

支払手形

◆起票入力漏れ等

●支払手形については、支払手形記入帳、手形控（耳）と入力原票を照合し、その月の振出、決済、について確認致しましたが、起票入力もれ誤り等はございませんでした。

◆支払手形記入帳の記帳

●支払手形記入帳の記帳は、良くなされています。

年月日3/28/2011

◆仕入代金等支払以外の支払手形

●振り出した支払手形で仕入代金等の支払以外のものは、区分表示が必要ですが、手形記入帳等において明瞭になされており良好です。

☆借入金

◆起票入力漏れ誤り等ほか確認

●手形借入金については、期日書換、内入返済、新規借入等の有無を、銀行計算書等に基づき確認したところ起票入力もれ誤り等はありませんでした。

●証書借入金については、銀行返済計画書等、通帳等によりその月の返済額等を確認したところ起票入力もれ誤り等はありませんでした。

●借入金については、金銭消費貸借契約証書または返済計画明細書等により、目的、利率、期限、担保等を確認させていただきました。

●事業主及び家族等、金融機関以外からの借入金がございましたが、その融資資金源等を確認させていただきました。

☆支払分領収書、請求書、納品書等

◆起票入力漏れ科目処理誤り、訂正、ファイリング等

●支払出納にかかわる領収証、振込受取書、判取帳と入力原票等の突合確認したところ、起票入力もれ誤り等はありませんでした。

●領収証の交付受領に際し、発行者の住所等記入押印の無きもの、宛名、金額、日付の訂正されたものは誤解と誤謬の原因となりますので注意が必要ですが、突合済み領収証で該当すると思われるもの特にありませんでした。

●外部発行の領収証等は、スクラップブック等に整然とファイリングされております。

●月次証憑書番号管理がなされております。

●領収書等に、印紙未貼付又は、不消印共に見受けられませんでした。

●判取帳は、使用期間に対応する印紙貼付が、なされているようです。

●取引先等からの請求書、納品書等を入力原票等と照合確認させていただきました。特記事項ございません。

●水道料、電気料、ガス代、家賃等、その他について、役員等個人分負担とすべき諸経費が混在する場合は、合理的に正しく按分して継続的に経理することが必要ですが、現況では、按分経理されており、特に問題なさそうです。

☆旅費

◆出張用務妥当性

●旅費については、旅費規程、旅費精算書及び出張事績簿の作成状況から、出張用務として妥当な金額であることを確認致しました。

☆売掛金

◆発生主義計上基準

●売掛金については、発生主義経理を採用しており、月次発生計上額は、得意先毎月末締めで計上されております。

●売上帳等と照合確認したところ、起票入力もれ誤り等はありませんでした。

●売掛金の月次締め後分の月末までの売上計上は正しく計上されているようです。

●売掛金については、発生主義経理の場合、月次回収入金計上額は、発行領収証の控え、レジシート、売上帳等と入力原票とを照合確認したところ、起票入力もれ誤り等はありませんでした。

◆期中現金主義計上基準

●売上の計上については、期中現金主義経理を採用しておりますが、売上帳の入金額、又は発行領収証の控えと入力原票等とを照合確認しましたところ、起票入力もれ等はありませんでした。

◆売上帳、回収状況、売上日報等、自家消費、計上基準

●売上帳への転記の基礎となった、納品書控え、請求書控を照合確認させていただきましたが、転記もれ等はありませんでした。

●売掛金の回収状況に関しましては、特に長期滞留未回収金の発生等の問題は、なさそうです。

●レジシート、売上日報等の整理保管状況は、特に問題はなさそうです。

●自家消費高、事業消費高の計上額を税法上妥当であるか確認させていただきました。

●採用された売上計上基準は継続して適用されています。

☆買掛金

◆発生主義計上基準

●買掛金については、発生主義経理を採用しておりますが、月次発生計上額は、仕入先等毎、月末締めで計上されております。

●仕入帳等と照合確認したところ、起票入力もれ誤り等はありませんでした。

年月日3/28/2011

●買掛金の月次締め後分の月末までの仕入等計上は正しく計上されているようです。

●買掛金については、発生主義経理の場合、月次支払決済金計上額は、支払領収証、仕入帳等と入力原票とを照合確認したところ、起票入力もれ誤り等はございませんでした。

◆期中現金主義計上基準

●仕入等の計上については、期中現金主義経理を採用しておりますが、仕入帳の支払金額、又は領収証と入力原票等とを照合確認しましたところ、起票入力もれ等はございませんでした。

◆仕入帳、支払状況、計上基準

●仕入帳への転記の基礎となった、納品書控え、請求書控えを照合確認させていただきましたが、転記もれ等はありませんでした。

●買掛金、未払金、未払費用の発生支払決済状況に関しましては、特に問題は、なさそうです。

●採用された仕入計上基準は継続して適用されています。

●購入付随費用、移管保管費用等は原則として仕入原価を構成しますので金額に重要性がある場合は、注意が必要です。

☆月次棚卸

◆月次棚卸処理

●月次棚卸は実施されておりません。

●月次棚卸受け払い明細表残高と実地棚卸残高との差異の原因分析、処理が行われております。

●月次棚卸資産処理において、死蔵品等の会計処理は、ございませんでした。

☆預り金、仮払金勘定等

◆各勘定の発生原因と経緯

●預り金、仮受金、未払金、立替金、仮払金、貸付金、前渡金、各勘定の発生原因と経緯を補助簿、記録との照合、又は、質問等により確認させていただきました。

☆有価証券、出資金等

◆取得（減少）等

●有価証券、出資金等の取得（減少）等がございましたが、契約書、計算書、領収書、有価証券取引書等により確認させていただきました。

☆保険料

◆内容等の把握確認

●保険料については、領収証、保険証書から保険期間、資産経理の必要性、積立配当金等についての把握確認がされております。

☆保険積立金

◆内容等の把握確認

●保険積立金については、保険証書より被保険者名、保険種類、保険金額、保険積立期間、満期日、積立配当金等を補助簿等記録により把握確認されているようです。

☆固定資産、修繕費等

◆処理の判定

●固定資産の取得価額の金額及び少額資産の金額の判定は、運賃、手数料、交際費、試運転費、立退料等付随費用も加算して、把握確認がなされているようです。

●修繕費、資本的支出の判定は、法令、通達に基づき、適切に判断されているようです。

☆専従者給与

◆支給手続

●専従者給与、賞与は、専従者給与に関する届出書により、月額支給額が限度額以内であることを確認いたしました。

☆地代家賃、リース取引

◆契約等の確認

●地代家賃について、支払額及びその内容は、契約書等から確認させていただきました。

●リース取引、特に新規リース取引については、リース契約書、リース払込明細書等により、税務上の処理の妥当性を確認することが出来ました。

☆外注加工費

◆支給資材等の確認

●外注加工費について、支給資材の支給形態は、有償支給形態がとられています。

☆租税公課

◆租税公課勘定確認

●所得税、住民税、付帯税等、必要経費とならないものの混入は、特にごございませんでした。

年月日3/28/2011

☆原価、販売費管理費区分

◆ 労務費、租税公課、保険料、減価償却費、水道光熱費等

● 労務費、租税公課、保険料、減価償却費、水道光熱費等については、原価と販売費一般管理費との適切な区分会計処理がなされています。

☆減価償却費

◆ 月次予算計上

● 減価償却費は、所得税法上強制償却ですので、妥当性のある金額予算に基づき、毎月次で、概算計上されております。

★家事関連費

◆ 乗用車等

● 乗用車等を事業と併用している場合は、減価償却費、修繕費、自動車諸税、ガソリン代、保険料の事業専用割合等は、妥当性ある合理的な基準により定められております。

◆ 店舗等

● 店舗等が併用住宅の場合は、地代家賃、減価償却費、電気料、修繕費、固定資産税、火災保険料、電話料等の事業専用割合等は、妥当性ある合理的な基準により定められております。

◆ 交際費

● 交際費は、事業との関連性が、必要経費として重要な要件ですが、よく確認注意がされています。

◆ 旅費交通費

● 旅費交通費は、事業との関連性が、必要経費として重要な要件ですが、よく確認注意がされています。

◆ 海外渡航費

● 海外渡航費は、パスポートの記載が観光となっている場合は、原則として、必要経費としての要件を欠くこととなりますが、よく確認注意がされています。

★内部証憑書類整備確認事項

◆ 内部発行の領収書、請求書、納品書等控

● 内部発行の領収書、請求書、納品書等控は、複写式で作成されています。

● 内部発行の領収書、請求書、納品書等控は、全て、固有番号、引用番号、通し番号等が付番されています。

● 内部発行の領収書、請求書、納品書等控は、書き損じ分も含めて、正しく保管されています。

◆ 支払証明書の作成と記入

● 領収書又は、それに準ずるものが入手できないとき、利用作成する支払証明書等は、支払の事由等、綿密かつ合法的に記入されているようです。

◆ 契約書、議事録、その他税務会計関係文書

● 契約書、議事録、その他作成すべき税務会計関係文書で未作成となっているものがございました。早急に、作成することが必要です。

★利益処分等

◆ 入力原票処理等

● 利益処分等の入力原票処理等につきましては、処理していただくようお願いいたしました。

★源泉所得税監査、納付額の指導

◆ 源泉徴収簿等の記載

● 源泉徴収簿又は、給与台帳の記載及び保管状況を確認させていただきました。特記事項ございませんでした。

◆ 扶養控除等申告書の受理

● 扶養控除等申告書は、新規就職者分も含めてもれなく受理していますか。又、アルバイト、パート、日雇労働者等については、住所、氏名、電話番号、業務内容、給与基本額等を記載した台帳が整備されていますか。これらを確認させていただきました。特記事項はございませんでした。

◆ 現物給与

● 福利厚生費勘定等で処理された、源泉税課税対象となる現物給与等、あるいは通勤手当の非課税限度超過額は、給与の額に加算して適正妥当に処理されております。

◆ 源泉所得税の納付

● 源泉所得税の納期は原則として発生月の翌月10日ですが、報酬料金の源泉税を含め納付状況を確認しましたところ、遅滞なく納付されているようです。

◆ 退職所得の受給に関する申告書

● 退職金等の支給がございました。尚、退職所得の受給に関する申告書が受理されておりました。

★消費税事項

◆ 原則課税

年月日3/28/2011

◆消費税課税区分判別、記入等

●消費税区分の判別及び入力原票等への記入等を確認させていただきました。特に問題ございませんでした。

◆非課税売上

●非課税売上について確認させていただきました。特に問題ございませんでした。

◆課税仕入

●課税仕入について、例えば、人件費、保険料、租税公課、寄付金、地代家賃、支払利息等の課税対象外取引、非課税取引の混入があるかどうかなどを、確認させていただきました。特に問題ございませんでした。

●外注費、販売手数料等役務の提供を内容とする人件費類似取引については、契約の内容、役務の提供の状況から課税対象外となるケースがございますので、注意が必要です。

◆課税対象外取引

●課税対象外取引について確認させていただきました。特に問題はございませんでした。

●課税対象外取引について確認させていただきました。交際費、福利厚生費等の慶弔見舞金、寸志等の金銭贈与について、課税取引との混同及び混入がございました。

●課税対象外取引について確認させていただきました。会費、組合費、軽油取引税、ゴルフ場利用税、入湯税、特別地方消費税等について課税取引との混同及び混入がございました。

◆非課税仕入取引

●非課税仕入取引について確認させていただきました。特に問題はございませんでした。

●非課税仕入取引について確認させていただきました。業務上の医療費保険負担分、国・自治体に納付する行政手数料の支出については、課税取引との混同及び混入がございました。

◆課税仕入に係る対価の返還

●課税仕入に係る対価の返還について確認させていただきました。特に問題はございませんでした。

●課税仕入に係る対価の返還について確認させていただきました。仕入に係る販売奨励金、事業分量配当金、仕入割引等は、課税仕入に係る対価の返還に該当しますので注意が必要です。

◆個別対応方式

●個別対応方式を選択している場合の課税仕入、又は課税仕入に係る対価の返還について確認させていただきました。特に問題はございませんでした。

●個別対応方式を選択している場合の課税仕入、又は課税仕入に係る対価の返還について確認させていただきました。課税売上のみならず課税仕入等の把握、区分に関しまして、一部混同及び混入等の認識がございました。

●個別対応方式を選択している場合の課税仕入、又は課税仕入に係る対価の返還について確認させていただきました。非課税売上のみならず課税仕入等の把握、区分に関しまして、一部混同及び混入等の認識がございました。

●個別対応方式を選択している場合の課税仕入、又は課税仕入に係る対価の返還について確認させていただきました。課税・非課税売上に共通する課税仕入等の把握、区分に関しまして、一部混同及び混入等の認識がございました。

◆消費税法上の帳簿書類の整備保管状況

●消費税法上の帳簿書類の整備保管状況について確認させていただきました。特に問題はございませんでした。

●消費税法上の帳簿書類の整備保管状況について確認させていただきました。税抜き経理の要件として、仕入帳、経費帳等の帳簿記録保存は領収書、請求書等の保存と合わせ、特に大切な要件ですのでご注意くださいと存じます。

●消費税法上の帳簿書類の整備保管状況について確認させていただきました。上様宛名の領収書等、品代記載の領収書等は共に消費税法上、税抜き経理の要件を欠くこととなりますのでご理解下さい。

●消費税法上の帳簿書類の整備保管状況について確認させていただきました。カード会社からのカード利用明細書等は、消費税法上、税抜き経理の要件である請求書等に該当しませんのでご注意ください。カード利用現場で交付される領収書等の保存が必要です。

◆簡易課税

◆消費税課税区分判別、記入等

●消費税区分の判別及び入力原票等への記入等を確認させていただきました。特に問題ございませんでした。

◆消費税事業区分判別、記入等

●簡易課税制度事業区分について確認させていただきました。特に問題はございませんでした。

●簡易課税制度事業区分について確認させていただきました。2以上の事業区分に該当する売上高が存在しますので、注意が必要です。

●簡易課税制度事業区分について確認させていただきました。事業区分の判定及び事業区分毎の課税売上管理は綿密に行う必要があります。

◆非課税売上

●非課税売上について確認させていただきました。特に問題ございませんでした。

年月日3/28/2011

◆課税仕入

●課税仕入について、例えば、人件費、保険料、租税公課、寄付金、地代家賃、支払利息等の課税対象外取引、非課税取引の混入があるかどうかなどを、確認させていただきました。特に問題ございませんでした。

●外注費、販売手数料等役務の提供を内容とする人件費類似取引については、契約の内容、役務の提供の状況から課税対象外となるケースがございますので、注意が必要です。

◆課税対象外取引

●課税対象外取引について確認させていただきました。特に問題はございませんでした。

●課税対象外取引について確認させていただきました。交際費、福利厚生費等の慶弔見舞金、寸志等の金銭贈与について、課税取引との混同及び混入がございました。

●課税対象外取引について確認させていただきました。会費、組合費、軽油取引税、ゴルフ場利用税、入湯税、特別地方消費税等について課税取引との混同及び混入がございました。

◆非課税仕入取引

●非課税仕入取引について確認させていただきました。特に問題はございませんでした。

●非課税仕入取引について確認させていただきました。業務上の医療費保険負担分、国・自治体に納付する行政手数料の支出については、課税取引との混同及び混入がございました。

◆課税仕入に係る対価の返還

●課税仕入に係る対価の返還について確認させていただきました。特に問題はございませんでした。

●課税仕入に係る対価の返還について確認させていただきました。仕入に係る販売奨励金、事業分量配当金、仕入割引等は、課税仕入に係る対価の返還に該当しますので注意が必要です。

◆消費税法上の帳簿書類の整備保管状況

●消費税法上の帳簿書類の整備保管状況について確認させていただきました。特に問題はございませんでした。

●消費税法上の帳簿書類の整備保管状況について確認させていただきました。税抜き経理の要件として、仕入帳、経費帳等の帳簿記録保存は領収書、請求書等の保存と合わせ、特に大切な要件ですのでご注意いただきたいと存じます。

●消費税法上の帳簿書類の整備保管状況について確認させていただきました。上様宛名の領収書等、品代記載の領収書等は共に消費税法上、税抜き経理の要件を欠くこととなりますのでご理解下さい。

●消費税法上の帳簿書類の整備保管状況について確認させていただきました。カード会社からのカード利用明細書等は、消費税法上、税抜き経理の要件である請求書等に該当しませんのでご注意下さい。カード利用現場で交付される領収書等の保存が必要です。

★特別相談事項

◆特別相談について

●通常の税務と会計指導以外の相談事項で、課税所得額算定にとって特に重要と認識される相談事項は、特に該当ございませんでした。